

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画  
下水道

### 二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

なし